

# 最近の輸出管理法の運用動向 (2023年9月時点)

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報  
専門家による政策解説～

2023年10月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

調査部

**【免責条項】**

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。  
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2023年7月3日、商務部、税関総署の連名で「2023年第23号 ガリウムおよびゲルマニウムの関連品目に対して輸出管理を実施する旨の公告」（以下、「公告」といいます。）が公布されました。「公告」では、8種類のガリウム関連品目および6種類のゲルマニウム関連品目を掲載しており、該当する品目を輸出する場合には、商務部の許可を要することが定められました。なお、この新政策は2023年8月1日から施行されています。

ガリウムとゲルマニウムは、半導体やLED、太陽電池等の電子部品の原材料に用いられる希少金属であり、中国がこれらの関連品目に輸出規制をかけることは、幅広い産業に影響を与えうると解されます。本稿では、このたび発動されたガリウム、ゲルマニウム関連品目の輸出規制について内容を整理・分析し、コンプライアンスリスク管理上、関連企業が注意すべき事項等について解説いたします。

## 1. 「公告」の主なポイント

### (1) 適用範囲

「公告」の一では、下表に示す特性に該当するガリウム、ゲルマニウム関連品目について、許可なく輸出することが禁じられています。そのため、輸出事業者は、まず、輸出する品目がこれらの品目に該当するか否かを見極めることが重要となります。

類別	品目	参考 HS コード
ガリウム関連品目	金属ガリウム（単体）	8112929010、 8112929090、 8112999000
	窒化ガリウム（ウエハー、粉末、砕料等の形態を含むがこれらに限定されない）	2850001901、 3818009001、 3825690001
	酸化ガリウム（多結晶、単結晶、ウエハー、エピウエハー、粉末、砕料等の形態を含むがこれらに限定されない）	2825909001、 3818009002、 3825690002
	リン化ガリウム（多結晶、単結晶、ウエハー、エピウエハー等の形態を含むがこれらに限定されない）	2853904030、 3818009003、 3825690003
	ヒ化ガリウム（多結晶、単結晶、ウエハー、エピウエハー、粉末、砕料等の形態を含むがこれらに限定されない）	2853909026、 3818009004、 3825690004
	インジウムガリウムヒ素	2853909028、 3818009005、 3825690005
	セレン化ガリウム（多結晶、単結晶、ウエハー、エピウエハー、粉末、砕料等の形態を含むがこれらに限定されない）	2842909024、 3818009006、 3825690006

	アンチモン化ガリウム（多結晶、単結晶、ウエハー、エピウエハー、粉末、碎料等の形態を含むがこれらに限定されない）	2853909029、 3818009007、 3825690007
ゲルマニウム関連 品目	金属ゲルマニウム（単体。ウエハー、粉末、碎料等の形態を含むがこれらに限定されない）	8112921010、 8112921090、 8112991000
	ゾーンメルティング法ゲルマニウムインゴット	8112921090
	リン化亜鉛ゲルマニウム（ウエハー、粉末、碎料等の形態を含むがこれらに限定されない）	2853904040、 3818009008、 3825690008
	ゲルマニウムエピ基板	8112921090
	二酸化ゲルマニウム	2825600002、 3818009009、 3825690009
	四塩化ゲルマニウム	2827399001、 3818009010、 3825690010

上表から、このたびの輸出規制は、ガリウム、ゲルマニウムが化学的に単一であるかないかを問わない、つまり、ガリウム、ゲルマニウムの単体・その化合物いずれも対象とすることが分かります。また、その形態について、特定の品目では、「ウエハー、粉末、碎料等の形態を含むがこれらに限定されない」といった記述も付け加えられています。

なお、「公告」中、品目に対応する HS コードについて、あえて「参考」と銘打っている点に留意する必要があります。つまり、「公告」で示された HS コードに該当する品目のみが輸出規制の対象となるわけではないと解されます。輸出事業者は、輸出する品目について、含有する成分等の具体的な特性に基づき、規制対象の品目に該当するか否かを判断する必要があります。

輸出する品目に、ガリウム、ゲルマニウム関連品目が含まれる可能性がある場合、企業は、まず適用する HS コードを確定する必要があります。HS コードが不明な場合、またはその選択が正しいか否か判断がつかない場合には、商務部に問い合わせ、関連品目が規制対象に該当するか否かについて、その意見を請うのが望ましいと思われます。あるいは税関当局や貿易・通関を専門とする弁護士に問い合わせるのもよいでしょう。万が一、規制対象に該当する品目であるにもかかわらず、別の HS コードで輸出した場合、許可を得ずに無断で輸出規制品目を輸出したと認定され、過料等の処罰を受けます。場合によっては、営業停止が命ぜられ、輸出事業の許認可が取り消される恐れがあります。情状が重大な場合には、密輸と

みなされ、刑事責任が追及される可能性もゼロではありません。

## (2) ガリウム、ゲルマニウム関連品目は輸出が一切禁じられているか否か

商務部は、2023年7月6日に行われた定例記者会見において、「公告」に掲げるガリウム、ゲルマニウム関連品目に関し、「一概に輸出を禁じる訳ではない。輸出の許可申請があれば、関連法令の規定により審査を行い、関連規定に適合すると判断すれば、(輸出を)許可する」と述べています。つまり、規制対象のガリウム、ゲルマニウム関連品目の輸出について、両用品目を輸出するための許可証の取得を必要としているだけであり、一切の輸出を禁じているわけではないということになります。

また、商務部は2023年9月21日に行った定例記者会見において「関連規定に適合すると判断したいいくつかの輸出申請についてはすでに認可を下しており、関連企業に対する『両用品目および技術輸出許可証』の交付も行っている」と公表していますが、その関連企業の詳細情報については明かされていません。

## (3) 輸出許可の申請方法

「公告」の二によると、ガリウム、ゲルマニウム関連品目を輸出するにあたり、輸出事業者は、関連規定に従い輸出許可の申請を行う必要があります。具体的には、省クラスの商務主管機関を介して、商務部に「両用品目および技術輸出許可証」の交付申請を行います。申請の際に必要な文書・資料は次のとおりです。

- ① 両用品目および技術輸出申請書
- ② 輸出に係る売買契約書、協議書等の文書の原本またはその写し
- ③ 輸出する品目の技術説明書または試験報告書
- ④ エンドユーザーおよび最終用途の説明
- ⑤ 輸入事業者およびエンドユーザーの概要
- ⑥ 申請者の法定代表者、主要責任者および担当者の身分証明書

①については、[商務部ウェブサイト](#)より様式をダウンロードすることができます。④および⑤については、商務部業務システム統一プラットフォーム

([URL:http://ecomp.mofcom.gov.cn/loginCorp.html](http://ecomp.mofcom.gov.cn/loginCorp.html)) にログインし、入力欄に必要事項を入力すれば、作成することが可能です。なお、④については、当該関連品目をを用いた最終的な完成品の内容(最終用途)を記載する必要があります。ただし、この④の最終用途については、どの程度まで詳細な資料を準備し、どの程度まで記載すべきかについての具体的な規定はありません。実務では、ケースバイケースで処理されており、通常、商務部が注視する品目については、詳細な資料・記載が求められる傾向にあります。輸出規制の対象となる品目であると判明した時点で、商務部に問い合わせるのが望ましいといえます。

## (4) 審査基準

「公告」の五では、ガリウム、ゲルマニウム関連品目の輸出許可申請について、「輸出許可証の交付申請および交付の手続、特殊な状況における処理、文書・資料の保存期間等については、商務部、税関総署令 2005 年第 29 号（「両用品目および技術輸出入許可証管理弁法」）の関連規定により執行する」とのみ定めているだけで、商務部による審査基準は明文化されていません。

「中華人民共和国輸出管理法」（以下、「輸出管理法」といいます。）第 13 条では、国家輸出管制管理機関は、輸出事業者による輸出規制品目の輸出許可申請に対し審査を行うにあたり、次の各号に掲げる要素を総合的に考慮すると定めています。

- (1) 国家の安全および利益
- (2) 国際義務および対外的な誓約
- (3) 輸出の種類
- (4) 規制品目の機微の度合い
- (5) 輸出の仕向国または地域
- (6) エンドユーザーおよび最終用途
- (7) 輸出事業者の関連信用記録
- (8) 法律、行政法規が定めるその他の要素

このため、ガリウム、ゲルマニウム関連品目の輸出許可申請についても、上述の規定を参考に各考慮要素を総合的に勘案したうえで審査が行われ、許可・不許可の決定が下されると解されます。商務部による許可申請に対する審査基準および許可証取得の難易度については現時点では明らかになっていませんが、全般的に、商務部に比較的大きな裁量権が与えられていると想定されます。

#### **(5) 許可決定にかかる日数について**

「公告」の三では、「商務部は、輸出許可申請の書類を受け取った日から審査を行う、または関係機関と共に審査を行うものとし、かつ『法定期限』内に、許可または不許可の決定を行わなければならない」と定めています。ただし、この「法定期限」が何日間なのかについては明文化されていません。

ガリウム、ゲルマニウム関連品目は、現段階では「両用品目および技術輸出入許可証管理目録」には未収載ですが、「公告」の二により、両用品目および技術の輸出許可申請として手続しなければならないことが定められています。両用品目および技術の輸出については、「輸出管理法」、「中華人民共和国対外貿易法」、「両用品目および技術輸出入許可証管理弁法」等の関連法律の規定に従う必要がありますが、これらの法律においても、輸出許可申請に対する審査期限について定めがありません。

なお、品目によっては、この「法定期限」が明確に定められているものもあります。例えば、「中華人民共和国核両用品および関連技術輸出管理条例」、「中華人民共和国ミサイ

ルおよび関連品目および技術輸出管理条例」、「関連化学品ならびに関連設備および技術輸出管理弁法」等の関連法律の規定では、ミサイル、核、化学品の輸出許可申請に対する審査期限は 45 営業日となっています。ただし、国家安全、社会公共利益に対し重大な影響を与えるミサイル関連品目および技術の場合、国务院、中央軍事委員会の判断に委ねられ、その場合、この「法定期限」の制限を受けないなど、各条令・弁法にはそれぞれ法定期限の制限を受けない場合も定められています。

つまり、ミサイル、核、化学品等の「両用品目および技術輸出入許可証管理目録」に掲載されている品目の輸出許可申請に対して許可・不許可の決定を行う「法定期限」は、特殊なケースを除き、45 営業日となっていますが、同目録未収載のガリウム、ゲルマニウム関連品目については、この「法定期限」の定めがありません。なお、商務部の公式ウェブサイトにおける両用品目および技術輸出許可審査について説明が記されているページでは (<http://egov.mofcom.gov.cn/xzxksx/18017/>)、審査期限は 10 営業日と記載されていますが、このたびのガリウムおよびゲルマニウムの関連品目の輸出許可申請に適用されるか否かについては、定かではありません。

許可・不許可の決定にかかる日数について、商務部等の関係機関に問い合わせることも一案ですが、上述の理由により、必ずしも明確な回答が得られるとは限りません。今後新たに公布される法令等にご留意ください。

## 2. 「輸出管理法」による行政処罰についての動向

2022 年 6 月発表の政策解説記事「[輸出管理法に基づく行政処罰事例を踏まえた実務上の留意点](#)」において、「輸出管理法」施行日（2020 年 12 月 1 日）以降の 7 件の行政処罰の事例（2021 年 9 月 16 日から 2021 年 12 月 24 日にかけて処罰を受けた事例）を紹介しました。その後の動向については、「[律商網](#)」（法律情報データベース）において、2022 年 1 月から 11 月にかけて行政処罰を受けた 11 件の事例が公表されています（行政処罰の事例の公表はタイムラグがあることが多く、また、未公開の事例も存在する可能性があることから、全ての行政処罰の事例を把握できている訳ではない点についてご承知おきください）。内容を分析したところ、この 11 件の事例はいずれも「両用品目および技術輸出許可証」を取得すべき品目（イソプロピルアルコール、硫酸バリウム等）であるにも関わらず、一般貿易方式で通関申告を行ったことを理由として、行政処罰として過料を科されており、過料額としては 3 万 5,000 元が最高額で、最も少ない過料額は 4,700 元となっています。なお、処罰を受けた 11 社の内訳は、外資系企業が 4 社（日系企業は含まれていません）、中国企業が 7 社となります。

## 3. 日系企業が注意すべき点

「両用品目および技術輸出入許可証管理目録」に掲載されていない品目について、「輸出管理法」第 9 条の規定により、国家輸出管制管理機関は、「臨時規制」を行うことができます。

ただし、この度のガリウム、ゲルマニウム関連品目に対する商務部等の主管機関による規制が、この「臨時規制」の措置に該当するのか（「臨時規制」は原則 2 年以上実施しないことになっています）、あるいは将来的にガリウム、ゲルマニウム関連品目を「両用品目および技術輸出入許可証管理目録」に組み入れ、両用品目として輸出規制を行う予定なのか、現時点では不明です。

現段階で明白なのは、輸出する品目に「公告」に示すガリウム、ゲルマニウム関連品目が含まれる場合、「公告」の規定に従い、輸出許可を申請する必要があるという点です。中国産のガリウム、ゲルマニウム関連品目への依存度が高い日本企業については、差しあたりの対応策として、中国側（輸出事業者）による輸出許可証取得について協議すること（エンドユーザーの概要や最終用途の説明・誓約書を提出する必要があることから、輸出事業者と輸出先の事業者が連携して取り組むことが不可欠となっています）、また、許可申請が通らなかった場合に備え、中国以外の国から調達することを検討する必要があると思われる。

両用品目の輸出規制については曖昧な部分も多く、詳細を定めた法令の成立が待たれますが、2022 年 4 月 22 日、商務部より公表された「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」については、2023 年 9 月 20 日時点で続報がありません。2023 年 2 月 23 日付の「21 世紀経済報道」によると、王受文商務部副部長兼国際貿易交渉代表は、「両用品目輸出管理条例」はすでに国務院の立法審議手続の段階に入ったと発表しています（ただし、立法審議手続の期限について定めはありません）。国務院弁公庁により公表された「国務院 2023 年度立法業務計画に関する通知」では、「両用品目輸出管理条例」の制定計画について「制定準備」と表現しています。通常、「制定準備」とは、「制定のための準備中」ということであり、「2023 年度内に制定する」という意味ではないと解されます。関連法令の制定の動向については、引き続き留意していく必要があります。

なお、この度の中国産ガリウム、ゲルマニウム関連品目の輸出規制は、欧米諸国の対中半導体輸出規制に対する対抗措置の 1 つであると推測されています。中国だけでなく、諸外国の輸出規制の動向についても注意を払うことが肝要かと思われます。

北京市環球法律事務所



レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20230019>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
調査部 中国北アジア課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp